

## 剣道七段・六段審査会（新潟）申込要項

### 1. 審査期日

#### (1) 七段審査会

① 令和5年8月5日（土）

② 受付開始・終了および審査開始時刻

ア. 54歳以下（54歳含む）

受付時間 午前9時～午前9時30分まで

審査開始 午前10時（予定）

イ. 55歳以上（55歳含む）

受付時間 午後12時30分～午後1時まで

審査開始 54歳以下実技審査終了後

#### (2) 六段審査会

① 令和5年8月6日（日）

② 受付開始・終了および審査開始時刻

ア. 50歳以下（50歳含む）

受付時間 午前9時～午前9時30分まで

審査開始 午前10時（予定）

イ. 51歳以上（51歳含む）

受付時間 午後12時30分～午後1時まで

審査開始 50歳以下実技審査終了後

※ 受付終了後は、審査の都合上、一切受け付けないので、必ず時間を厳守すること。

また、午前・午後の受審者は入替えで入館するので、受付時間に合わせて来場すること。

### 2. 審査会場

謙信公武道館（新潟県立武道館）

（新潟県上越市大字戸野目古新田375）

電話 025-520-8897

### 3. 審査方法

全日本剣道連盟 剣道称号・段級位審査規則、同細則ならびに剣道称号・段位審査実施要領による

### 4. 審査科目

七段・六段とも、次による。

#### (1) 実技

※ 実技審査においては面マスクまたはシールドを着用すること。

#### (2) 日本剣道形（実技審査合格者のみ）

※ 使用する木刀は全剣連で準備する。

### 5. 受審資格

(1) 七段 平成29年8月31日以前に六段を取得した者。

(2) 六段 平成30年8月31日以前に五段を取得した者。

### 6. 年齢基準

審査日の当日（七段は令和5年8月5日、六段は令和5年8月6日）とする。

### 7. 申込

#### (1) 申込締切日

令和5年6月20日（火）

#### (2) 申込先

練馬区剣道連盟

〒176-0023 練馬区中村北2-18-1 錬伸館上原道場 上原方

※ 審査日の1日目・2日目を選択のうえ、必ず郵送で申込むこと。

【振込金融機関】

ゆうちょ銀行 普通 口座名 練馬区剣道連盟

記号 10090 番号 72748321

店名 ○○八 口座番号 7274832

※ 振込人名義、振込日、団体名、担当者名、電話番号を送金表に記入すること。

8. 受審料

七段 1人 16, 719円 m  
六段 1人 15, 619円

9. 安全対策

受審者は、各自十分健康管理に留意し本審査会に参加すること。

高齢の受審者については、特に留意こと。

主催者において、審査実施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合、当日の治療費（手術、入院費は含まない）は主催者が負担する。

なお、主催者は、審査中の受審者の事故に対し（審査会場への往復途上を含む）、傷害保険に加入する。受審者は、健康保険証を持参のこと。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全日本剣道連盟のガイドラインを遵守すること。  
(全剣連ホームページ参照)

10. 個人情報保護法への対応

申込書に記載される個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は全日本剣道連盟および東京都剣道連盟が実施する本審査会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、剣道の普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

11. 注意事項

- (1) 本審査会には、8月26日（土）、8月27日（日）福岡県で実施される剣道七・六段審査会の受審者は、受審出来ない。
- (2) 受審者は、各加盟団体に、本人の申込み受理の確認を審査会前日までに行い、参加すること。
- (3) 審査会場に、車での来場は一切禁止する。
- (4) 日本剣道形審査に不合格となった受審者は、再受審が認められる。ただし、当日日本剣道形を受審しない者の再受審は認めない。なお、本審査日より1年経過後は、再受審は無効となるので、留意すること。  
※ 本審査会は、審査運営関係者および受審者のみとし、見学者は一切お断りします。  
受審者は、受付時間に来場し、審査が終了し合格発表後会場から退出して下さい。  
※ 本審査会では、入場時体温測定を実施し37.5度以上ある方は受審できません。  
受審者は、入場時「健康確認票」を提出して下さい。  
※ 「健康確認票」がない場合は入館できません。

12. その他

審査参加料払込後の返金については、七段・六段共に7月28日（金）までに練馬区剣道連盟を通じて理由を付した書面(FAX可)を東京都剣道連盟宛に提出すること。なお、返金額は各剣道連盟の手数料を差し引いて、七段3, 500円、六段2, 400円を後日返金する。

また、会場変更（福岡県・新潟県）については7月21日（金）までに練馬区剣道連盟を通じて、理由を付した書面（FAX可）を東京都剣道連盟宛に提出すること。

以上